

令和８年度公正取引委員会政策評価実施計画

令和８年３月３１日

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成１３年法律第８６号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

１ 計画期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

２ 計画期間内に実施する事後評価の対象及び事後評価の方法

（１）法第７条第２項第１号に規定される事後評価の対象

法第７条第２項第１号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

○ 競争政策の普及啓発等

- ・ 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化等（令和４年度から令和７年度まで）
- ・ 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価（令和４年度から令和７年度まで）
- ・ デジタル市場における競争環境の整備（令和４年度から令和７年度まで）

（２）法第７条第２項第２号の規定に該当する施策

該当するものはない。

（３）法第７条第２項第３号の規定に該当する施策

該当するものはない。

３ その他

計画期間内において評価の対象とする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」（令和５年３月３１日施行、令和８年３月３１日変更）に基づき、計画的に事後評価を実施する。

令和7年度行政事業レビューにおいて、本計画期間に実施する事後評価の対象について施策等がその目的の達成に貢献しているかどうかを把握・分析し、施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を実施した。本計画期間における事後評価の実施に当たっては、当該検討を踏まえ、改善状況の経過を把握・分析し、更なる施策等のボトルネックの特定やその解消策の検討を行うことにより、施策の見直し・改善に有益な情報が得られるよう事後評価を実施する。

以上